

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月14日
【四半期会計期間】	第15期第1四半期（自平成25年1月1日至平成25年3月31日）
【会社名】	株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
【英訳名】	Golf Digest Online Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石坂 信也
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番8号
【電話番号】	(03)5408-3188
【事務連絡者氏名】	執行役員 酒井 敦史
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番8号
【電話番号】	(03)5408-3188
【事務連絡者氏名】	執行役員 酒井 敦史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 第1四半期連結 累計期間	第15期 第1四半期 累計期間	第14期
会計期間	自平成24年1月1日 至平成24年3月31日	自平成25年1月1日 至平成25年3月31日	自平成24年1月1日 至平成24年12月31日
売上高 (千円)	2,590,066	2,913,980	12,863,888
経常損失 (千円)	344,866	82,070	179,220
四半期(当期)純損失 (千円)	223,848	56,318	86,081
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	824,916	824,916	824,916
発行済株式総数 (株)	164,490	164,490	164,490
純資産額 (千円)	1,839,831	1,835,552	1,891,855
総資産額 (千円)	7,117,020	6,531,620	7,006,000
1株当たり四半期(当期)純損失 金額 (円)	1,519.76	382.36	584.43
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	25.0	28.1	27.0

(注) 1. 第14期第1四半期については四半期連結財務諸表を作成し、四半期財務諸表を作成していないため、第14期第1四半期累計期間に代えて第14期第1四半期連結累計期間について記載しております。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の概況

当第1四半期累計期間（平成25年1月1日～平成25年3月31日）における経営環境は、前年度末に発足した新政権の金融緩和等の経済政策に対する期待等から為替・株式市場で円安・株価上昇への動きが見られ、景気回復感が緩やかに高まってきております。一方、税制改正、雇用情勢、欧州債務危機、日中関係の動向など、国内外の懸念材料は残っており、先行きは引き続き不透明な状況にあります。

ゴルフ業界においては、ゴルフ会員権の価格が上昇傾向にあるとの見方がされる一方で、引き続きゴルフプレー料金は下落傾向にあり、またゴルフ用品販売における価格競争も長期化する等、ゴルフ関連企業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

インターネットを取り巻く環境は、スマートフォンやタブレット端末の急速な普及により、Eコマース市場やモバイル端末向け広告市場、また他の各種関連サービス市場等は引き続き大きな成長を続けております。

このような環境下、当社では、当期の基本方針である「通期営業利益黒字化の必達」に向けて、スマートフォン対応の強化、ユーザーの利便性を高めるためのサービス強化を図ってまいりました。また、成長性・収益性の高いサービスへ投資を集中するほか、固定費の圧縮やコスト最適化にも、前年に引き続き取り組んでまいりました。

これらの結果、当第1四半期累計期間の業績は、売上高2,913百万円（前年同四半期比12.5%増）、営業損失81百万円（前年同四半期は営業損失342百万円）、経常損失82百万円（前年同四半期は経常損失344百万円）、四半期純損失56百万円（前年同四半期は四半期純損失223百万円）と、前年業績と比べて大幅な改善となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

『リテールビジネス』

当第1四半期累計期間における当ビジネス部門の業績は、売上高2,081百万円（前年同四半期比14.5%増）、売上総利益433百万円（前年同四半期比21.6%増）となりました。

各ゴルフメーカーからの新商品発売が集中する中、品揃え、仕入・販売管理手法の改善・最適化が奏功したほか、スマートフォン対応を推進したこと等により、PC・スマートフォン経由の販売がいずれも拡大し、売上高、売上総利益共に前年同四半期を上回る結果となりました。

『ゴルフ場ビジネス』

当第1四半期累計期間における当ビジネス部門の業績は、売上高616百万円（前年同四半期比17.5%増）、売上総利益592百万円（前年同四半期比17.0%増）となりました。

スマートフォン対応の強化や、新サービスの開始等により、ゴルフ場への送客人数が全国的に拡大したほか、エリアマーケティングの強化により特に効果がみられる地域があった等、売上高、売上総利益共に前年同四半期を上回る結果となりました。

『メディアビジネス』

当第1四半期累計期間における当ビジネス部門の業績は、売上高215百万円（前年同四半期比12.6%減）、売上総利益176百万円（前年同四半期比2.2%増）となりました。

ゴルフ用品の新商品発売の増加を背景に、ゴルフメーカーを中心に大型広告案件の受注が進んだものの、従来型フィーチャーフォンの有料会員数の減少に伴う課金収入の落ち込みを補うには至らず、当ビジネス部門の売上高は前年同四半期を下回りました。一方で、収益性の低いサービスの見直しにより、利益率が改善し、売上総利益は前年を上回る結果となりました。

前年は四半期連結財務諸表を作成し、四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期との比較における前年業績については、連結業績を記載しております。

(2) 財政状態に関する定性的情報

当第1四半期会計期間末における総資産は、長期借入金返済225百万円などによる現金及び預金の減少245百万円や、季節要因による売掛金の減少157百万円、買掛金の減少123百万円、および償却の進捗等によるソフトウェアの減少77百万円などの要因により、前事業年度末に比べ474百万円減少し、6,531百万円となりました。

なお、純資産は前事業年度末に比べ56百万円減少の1,835百万円、自己資本比率は前事業年度末に比べ1.1ポイント増加し、28.1%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	591,640
計	591,640

(注)平成25年2月28日開催の取締役会決議により、平成25年7月1日を効力発生日として、普通株式1株を100株に分割し、100株を1単位とする単元株制度の導入を決定いたしました。

また、当該株式分割及び単元株制度の採用に伴い、平成25年7月1日を効力発生日として発行可能株式総数を59,164,000株とする定款変更についても、併せて平成25年2月28日の取締役会において決議しております。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年5月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	164,490	164,490	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株制度を採用 していません。 (注2)
計	164,490	164,490	-	-

(注)1.「提出日現在発行数」欄には、平成25年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2.平成25年2月28日開催の取締役会決議により、平成25年7月1日を効力発生日として、普通株式1株を100株に分割し、100株を1単位とする単元株制度の導入を決定いたしました。

また、効力発生日までに発行済株式総数の変動が無かったと仮定した場合、株式分割後の発行済株式総数は16,449,000株となります。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成25年1月1日～ 平成25年3月31日	-	164,490	-	824,916	-	786,035

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 17,198	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 147,292	147,292	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	164,490	-	-
総株主の議決権	-	147,292	-

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン	東京都港区虎ノ門三丁目4番8号	17,198	-	17,198	10.45
計	-	17,198	-	17,198	10.45

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。なお、前第1四半期累計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）は四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期に係る比較情報は記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.6%
売上高基準	0.3%
利益基準	3.5%
利益剰余金基準	3.3%

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当第1四半期会計期間 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	705,622	459,911
売掛金	1,443,364	1,285,733
商品	1,480,219	1,510,794
仕掛品	-	231
貯蔵品	13,661	15,013
その他	432,416	373,875
貸倒引当金	605	518
流動資産合計	4,074,680	3,645,042
固定資産		
有形固定資産	279,776	281,024
無形固定資産		
ソフトウェア	1,644,869	1,567,303
その他	269,149	255,336
無形固定資産合計	1,914,019	1,822,640
投資その他の資産		
その他	741,634	787,602
貸倒引当金	4,110	4,688
投資その他の資産合計	737,523	782,913
固定資産合計	2,931,319	2,886,578
資産合計	7,006,000	6,531,620
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,028,265	904,914
短期借入金	1,300,000	1,300,000
1年内返済予定の長期借入金	1,193,100	1,051,400
未払法人税等	17,330	4,478
ポイント引当金	210,673	163,501
店舗閉鎖損失引当金	6,498	-
事業整理損失引当金	8,430	-
資産除去債務	509	-
その他	515,072	537,285
流動負債合計	4,279,881	3,961,580
固定負債		
長期借入金	766,800	683,400
役員退職慰労引当金	19,249	20,999
資産除去債務	4,726	4,744
その他	43,487	25,343
固定負債合計	834,263	734,487
負債合計	5,114,144	4,696,068

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当第1四半期会計期間 (平成25年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	824,916	824,916
資本剰余金	786,035	786,035
利益剰余金	514,347	458,028
自己株式	234,672	234,672
株主資本合計	1,890,626	1,834,307
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4	10
評価・換算差額等合計	4	10
新株予約権	1,234	1,234
純資産合計	1,891,855	1,835,552
負債純資産合計	7,006,000	6,531,620

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
売上高	2,913,980
売上原価	1,711,179
売上総利益	1,202,801
販売費及び一般管理費	1,284,286
営業損失()	81,485
営業外収益	
受取利息	199
不動産賃貸料	3,276
その他	2,964
営業外収益合計	6,440
営業外費用	
支払利息	6,140
その他	885
営業外費用合計	7,026
経常損失()	82,070
特別損失	
たな卸資産廃棄損	211
固定資産除却損	781
その他	29
特別損失合計	1,022
税引前四半期純損失()	83,093
法人税、住民税及び事業税	2,530
法人税等調整額	29,304
法人税等合計	26,774
四半期純損失()	56,318

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
減価償却費	146,916千円
のれんの償却額	2,612

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自平成25年1月1日至平成25年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額	四半期 損益計算書 計上額 (注)
	リテール ビジネス	ゴルフ場 ビジネス	メディア ビジネス	計		
売上高						
外部顧客への売上高	2,081,230	616,954	215,795	2,913,980	-	2,913,980
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	2,081,230	616,954	215,795	2,913,980	-	2,913,980
セグメント利益	433,192	592,937	176,670	1,202,801	-	1,202,801

(注)セグメント利益は、四半期損益計算書の売上総利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額	382円36銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失金額(千円)	56,318
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	56,318
普通株式の期中平均株式数(株)	147,292
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(追加情報)

平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、平成25年2月28日開催の取締役会決議により、平成25年7月1日を効力発生日として、普通株式1株を100株に分割し、100株を1単元とする単元株制度の導入を決定いたしました。

当該株式分割が当期首に行われたと仮定した場合の当第1四半期累計期間における1株当たり情報は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額	3円82銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、平成25年5月10日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対して有償にて新株予約権を発行することを決議いたしました。

(1) 有償ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、業績向上への貢献意欲及び士気をさらに高めることを目的として、当社の取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

(2) 新株予約権の発行要項

新株予約権の数 17,198個

新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 17,198株

発行価額 新株予約権1個あたり 247円

行使価額 新株予約権1個あたり 20,500円

新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうち資本組入額

イ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ．記載の資本金等増加限度額から、上記イ．に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

行使期間

平成26年2月14日から平成29年2月13日（但し、平成29年2月13日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

行使条件

- イ．新株予約権者は、平成25年12月期、平成26年12月期及び平成27年12月期の監査済みの当社財務諸表（連結財務諸表を作成している場合は連結財務諸表）において、損益計算書上の営業利益及び貸借対照表上の長期借入金が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として、当該各号に掲げる期間にのみ、本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき勘定科目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
 - ・平成25年12月期の営業利益が2億円以上、かつ長期借入金が374百万円以下の場合、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の1/3を、平成26年2月14日から平成27年2月13日までの期間に行使することができる。
 - ・平成26年12月期の営業利益が5億円以上、かつ長期借入金がゼロの場合、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の1/3を、平成27年2月14日から平成28年2月13日までの期間に行使することができる。
 - ・平成27年12月期の営業利益が8億円以上、かつ長期借入金がゼロの場合、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の1/3を、平成28年2月14日から平成29年2月13日までの期間に行使することができる。
- ロ．新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ハ．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ニ．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ホ．各本新株予約権の一部行使はできない。

譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の決議による承認を要する。

割当日 平成25年5月30日

払込期日 平成25年5月30日

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年5月14日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 光信 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 憲一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第15期事業年度の第1四半期会計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。